

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則を公布する。

令和8年10月23日

杉並区長



杉並区規則第107号

杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年杉並区条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び条例で使用する用語の例による。

(保育機能施設)

第3条 条例第3条第3号に規定する規則で定める保育機能施設は、区長が別に定める基準を満たす保育機能施設とする。

(学級の編制の基準)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 1学級の子どもの数は、30人以下とすること。
- (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制すること。

(保育従事職員の数の算定方法)

第5条 条例第5条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない保育従事職員の数は、次に掲げる数の合計数（その合計数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た数（当該得た数が1に満たないときは、1））とする。ただし、第3号及び第4号に掲げる数の合計数（その合計数に1に満た

ない端数があるときは、これを四捨五入して得た数) が同条第4項の規定により置かなければならない学級を担任する専任の職員の数(以下この条において「学級担任数」という。)より少ないときは、第1号及び第2号に掲げる数の合計数(その合計数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た数)に、学級担任数を加えた数とする。

- (1) 満1歳に満たない子どもの数を3で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない子どもの数を6で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない子どもの数を15で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)
- (4) 満4歳以上の子どもの数を25で除して得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)

(施設設備)

第6条 条例第7条第5項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)を建築物の2階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

ウ 保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

(2) 保育室等を建築物の3階以上の階に設ける場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育従事職員の資質の向上等）

第7条 条例第13条の規定により保育従事職員の資質の向上等を図るために留意すべき事項は、次のとおりとする。

（1） 保育従事職員は、自らその資質の向上に努めること。

（2） 認定こども園の長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保できるよう、午睡の時間、職員の勤務体制、職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

（3） 認定こども園においては、教育及び保育並びに子育て支援事業等多様な業

務に資するよう、認定こども園の長も含めた職員に対する当該認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施すること。

(4) 幼稚園教諭普通免許状を有する者と保育士登録を受けた者との相互理解を図ること。

(5) 認定こども園の長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 条例附則第3項の規定の適用がある場合における第5条第3号の規定の適用については、同号中「15」とあるのは、「20」とする。
- 3 条例附則第4項の規定の適用がある場合における第5条第4号の規定の適用については、同号中「25」とあるのは、「30」とする。